

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笠間市長

公表日

令和5年1月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法等の規定に則り 対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1)</p> <p>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1)</p> <p>(*1)サービス検索・電子申請機能を導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童手当又は特例給付の対象者の資格の確認</p> <p>②現況受付の確認</p> <p>③支払管理の確認</p> <p>④統計処理の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第26、87項 並びに内閣府・総務省令第七号 第7条、第19条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 子ども福祉課
②所属長の役職名	子ども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部子ども福祉課児童支援グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子ども福祉課児童支援グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	評価書名	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当又は特例給付等の支給に関する事務 基礎項目評価書		
	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当の支給に関する事務	児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務		
	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1)</p> <p>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1)</p> <p>(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童手当の対象者の資格の確認</p> <p>②現況受付の確認</p> <p>③支払管理の確認</p> <p>④統計処理の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1)</p> <p>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1)</p> <p>(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者の資格の確認</p> <p>②現況受付の確認</p> <p>③支払管理の確認</p> <p>④統計処理の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>		
	2.特定個人情報ファイル名	児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル	児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル 子育て世帯生活支援特別給付金受給者ファイル 子育て世帯生活支援特別給付金児童ファイル		
	3.個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)		
	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、87項 並びに内閣府・総務省令第七号 第19条、第44条</p>	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)</p> <p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、87項 並びに内閣府・総務省令第七号 第19条、第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)</p>		
令和4年6月8日	評価書名	児童手当又は特例給付等の支給に関する事務 基礎項目評価書	児童手当又は特例給付の支給に関する事務 基礎項目評価書		
令和4年6月8日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務		
令和4年6月8日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1)</p> <p>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1)</p> <p>(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童手当及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の対象者の資格の確認</p> <p>②現況受付の確認</p> <p>③支払管理の確認</p> <p>④統計処理の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・児童手当法等の規定に則り対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理等を行う。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1)</p> <p>・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1)</p> <p>(*1)子育てワンストップサービスを導入する場合</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①児童手当の対象者の資格の確認</p> <p>②現況受付の確認</p> <p>③支払管理の確認</p> <p>④統計処理の確認</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月8日	2.特定個人情報ファイル名	児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル 子育て世帯生活支援特別給付金受給者ファイル 子育て世帯生活支援特別給付金児童ファイル	児童手当受給者ファイル 児童手当児童ファイル 宛名情報ファイル		
令和4年6月8日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第44条		
令和4年6月8日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、87項 並びに内閣府・総務省令第七号 第19条、第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第74項及び第75項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第40条及び第40条の2 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第26、30、87項 並びに内閣府・総務省令第七号 第19条、第44条		
	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	
令和5年1月27日	I 関連情報 1. ②事務の概要	(*)子育てワンストップサービスを導入する場合	(*)サービス検索・電子申請機能を導入する場合	事前	
令和5年1月27日	I 関連情報 1. ③システムの名称	サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合	サービス検索・電子申請機能	事前	